

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 平成26年度 第4四半期（平成27年 1月～ 3月）

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
野菜類		14	隔週	34	12
果実類		-	隔週	-	-
きのこ・山菜類		4	原木栽培きのこ 乾しいたけ たけのこ 山菜	21	44
畜産物	牛肉，馬肉， 豚肉，鶏肉， 鶏卵，原乳	6	月1回以上(牛肉 は毎日，馬肉は 適宜)	6,000	44市町村
野生鳥 獣の肉	イノシシ肉	1	適宜	10	1市
穀類		-	-	-	-
水産物	海産魚種	60～80	週1回	550～660	3海域
	内水面魚種	8～10	週1回	60～100	霞ヶ浦・北浦 他4水系
その他	茶	1	茶期ごと	5	5
小計		94～116		6,680～ 6,830	
市場に流通している食品					
生鮮品又は加工品		10	週1回	40	
計		104～126		6,720～ 6,870	

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(茨城県)

茨城県 平成26年度 第4四半期

種 類	1月	2月	3月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 (各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う)	
<b>1. 野菜類</b>							
D	非結球葉菜類(ホウレンソウ等)	○	○	○	ホウレンソウ:常総市 など	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	結球葉菜類(キャベツ等)	○	○	○	ハクサイ:結城市,常総市,坂東市 など	通年	
	果菜類(トマト等)	○	○	○	キュウリ:常総市,筑西市,桜川市 など	通年	
	茎菜類(セロリ等)	-	-	○	セロリ:境町 など	1-3月	
	根菜類(ダイコン等)	-	-	-			
	多年生の野菜(アスパラガス等)	-	-	-			
	ハーブ類等(セリ等)	-	-	-			
	花蕾類(カリフラワー等)	-	-	-			
未成熟豆類(エダマメ等)	-	-	-				
<b>2. 果実類</b>							
D	ベリー類(ブルーベリー)	-	-	-			
	かんきつ類(ミカン・ユズ)	-	-	-			
	クリ	-	-	-			
	カキ	-	-	-			
	ウメ	-	-	-			
	ブドウ	-	-	-			
	キウイフルーツ	-	-	-			
	リンゴ	-	-	-			
ナシ	-	-	-				
<b>3. きのこと山菜類</b>							
A	原木しいたけ	○	○	○	34市町村	出荷のための生産が行われている市町村ごとに検査を実施	
D	原木栽培きのこ(原木しいたけを除く)	○	○	○	44市町村	出荷のための生産が行われている市町村ごとに検査を実施	
D	乾しいたけ	○	○	○	33市町村	出荷のための生産が行われている市町村ごとに検査を実施	
A	野生きのこ類(チチタケ等)						
	山菜類(タケノコ,こしあぶら,たらめ等)			○	44市町村	出荷を目的としたものについて収穫の段階で市町村ごとに検査を実施	
<b>4. 畜産物</b>							
D	乳	○	○	○	常陸太田市,笠間市,常総市	クーラーステーション(常陸太田市,笠間市,常総市)単位で月に1回以上検査	
	牛肉	○	○	○	全県域	全頭検査	
	鶏肉,鶏卵,豚肉	○	○	○	主要産地等の市町村	県内全域で月1回以上検査	
	馬肉	○	○	○		出荷時に検査	
<b>5. 野生鳥獣の肉</b>							
A	イノシシ肉		捕獲時に適宜検査		石岡市	通年(猟期)	本県の出荷・検査方針に基づき実施
<b>6. 穀類</b>							
D	麦	-	-	-			
	米	-	-	-			
	ソバ	-	-	-			
C	大豆	-	-	-			
D	小豆	-	-	-			
	落花生	-	-	-			
<b>7. 海産魚種</b>							
A	海産魚介類	○	○	○	県内海域(ヒラメ,スズキ,シロメバル,コモンカスベ他)	通年	漁業の実態に合わせて実施
	内水面魚介類	○	○	○	霞ヶ浦水系(天然ウナギ,天然ギンナ他),大北川水系(天然ヤマメ他)	通年	
B	海産魚介類	○	○	○	県内海域(カレイ類,ソイ・メバル類他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(ウグイ他)	通年	
D	海産魚介類	○	○	○	県内海域(イカ・タコ類他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(シジミ他)	通年	
<b>8. その他</b>							
C	茶	-	-	○	春番茶	茶期ごと	
D	生鮮品又は加工品	○	○	○	全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流通の県外製造の加工食品(飲料水、牛乳、乳児用食品、一般食品)を週1回程度実施

※ A: 基準値超過が検出されたもの B: 基準値の1/2の超過が検出されたもの  
 C: 検査の必要性が指示されているもの D: 各自治体において計画的に実施するもの